6　受験願書の交付

一　郵送による受験願書の請求　平成30年８月20日（月）から平成30年９月７日(金)(必着)までの期間に、封筒の表面に「特定侵害訴訟代理業務試験願書請求」と朱書し、返信用の封筒（長形３号（120㎜×235㎜）に受験願書の送付先を明記し、92円分の郵便切手を貼付したもの）を同封し、次の宛先へ請求すること。

〒100―8915　東京都千代田区霞が関３―４―３

特許庁総務部秘書課弁理士室試験第二班

二　直接受験願書の交付を受ける場合　日本弁理士会を通じて、平成30年８月20日（月）から平成30年９月14日（金）までの期間に交付する。(ただし、休日・祝日は除く。)

なお、平成30年度能力担保研修修了者は日本弁理士会を通じて交付する。

7　受験願書等の受付

一　受付期間　平成30年９月３日（月）から平成30年９月14日（金）まで（消印有効）

二　受付方法　封筒の表面に「特定侵害訴訟代理業務試験受験願書在中」と朱書し、書留又は簡易書留にて次の宛先へ郵送すること。直接持参されたものは受付しない。

〒100―8915　東京都千代田区霞が関３―４―３

特許庁内　工業所有権審議会会長

8　その他　試験の詳細については、受験願書と同時に交付する受験案内に記載する。

公　示　会

植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会の開催に関する公示

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第７条第４項において準用する同法第５条の２第２項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することを決定したので、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第１条第１項の規定に基づき、公示する。

平成 30 年６月 22 日

農林水産大臣　齋藤　健

記

1　日時　平成30年７月２日午後２時から

2　場所　東京都千代田区霞が関３丁目１番１号
中央合同庁舎４号館1218号室

3　意見を聴こうとする事項

⑴　規則別表２の付表第20の一部改正について

⑵　⑴の改正に伴い、カナダから発送されるランバート種のさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を一部改正することについて

4　議長　農林水産省消費・安全局植物防疫課長（同課長が出席できないときは、同課国際室長）

5　意見公述の手続　意見を述べようとする者は、次の事項を記載した農林水産大臣宛ての文書を平成30年６月28日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課（郵便番号100―8950東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）に提出すること。

⑴　氏名及び住所

⑵　意見を聴こうとする事項に対する意見の概要及びその理由

6　留意事項

⑴　議長は、５の意見公述の手続を執った者(以下「公述申込者」という。)が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴くことができるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を述べようとする者を代表するものとして公述人を選定することがある。

⑵　議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人の公述時間を制限することがある。

⑶　議長は、次の場合には、公述を中止させることがある。

イ　公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合

ロ　公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えて発言をした場合

ハ　公述人が５⑵の内容と異なる内容を公述した場合

⑷　傍聴人が多数となり、全員が公聴会の場所に入場することが困難な場合には、議長が別に定める場所において、音声機器等により公聴会を傍聴させることがある。

⑸　議長は、議長の指示に従わず、公聴会の進行を著しく妨げる行為を行った者を退去させることがある。

⑹　議長は、⑴から⑸までのほか、公聴会の円滑な進行を図るために必要な措置を講ずることがある。

7　意見を聴こうとする事項に関する資料の閲覧場所

農林水産省消費・安全局植物防疫課（東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）

横浜植物防疫所（神奈川県横浜市中区北仲通５丁目57番地　横浜第２合同庁舎内）

名古屋植物防疫所（愛知県名古屋市港区入船２丁目３番12号　名古屋港湾合同庁舎内）

神戸植物防疫所（兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号　神戸第２地方合同庁舎内）

門司植物防疫所（福岡県北九州市門司区西海岸１丁目３番10号　門司港湾合同庁舎内）

那覇植物防疫事務所（沖縄県那覇市港町２丁目11番１号　那覇港湾合同庁舎内）

北海道農政事務所消費・安全部安全管理課（北海道札幌市中央区南22条西６丁目２―22　トムズ22条ビル内）

東北農政局消費・安全部安全管理課（宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎内）

関東農政局消費・安全部安全管理課（埼玉県さいたま市中央区新都心２番地の１　さいたま新都心合同庁舎２号館内）

北陸農政局消費・安全部安全管理課（石川県金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎内）

東海農政局消費・安全部安全管理課（愛知県名古屋市中区三の丸１丁目２番２号）

近畿農政局消費・安全部安全管理課（京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　京都農林水産総合庁舎内）

中国四国農政局消費・安全部安全管理課（岡山県岡山市北区下石井１丁目４番１号　岡山第２合同庁舎内）

九州農政局消費・安全部安全管理課（熊本県熊本市西区春日２丁目10番１号　熊本地方合同庁舎内）

内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課（沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎２号館内）

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成三十年六月十三日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二十条の規定に基づき公告する。

平成三十年六月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

名称及び調査を行った者の測量	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
津市長	三重県津市垂水①地区基準点測量及び調査成果簿及び図面（法第19条第５項の規定により指定した地籍調査票）	津市垂水字上屋敷の一部、字浦の一部
奈良県知事	奈良市今市町地区境界確定測量及び調査成果簿及び図面（水路）	奈良市今市町・池田町の一部
宗教法人　円蔵寺 代表役員　木南　全弘	神奈川県茅ヶ崎市本村五丁目地区確定測量及び調査成果簿及び図面	茅ヶ崎市本村五丁目地区の一部